

平成 30 年 第 2 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 15 日」	
* 開会年月日時	平成30年6月19日 午後 2時00分
* 閉会年月日時	平成30年6月19日 午後 3時40分
* 開会の場所	小海町議会議場
会議の経過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。平成30年度第2回定例会、最終日にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。開会の前に昨日大阪北部を震源とする地震について触れさせていただきます。日曜日には群馬県南部を中心とする地震もありまして小海町でも震度2が観測されました。大阪での地震は近畿・中国・四国・東海地方など広域に及ぶものであり、亡くなられた方は4名、負傷者は370名を超えました。また水道・電気・ガスなどのライフラインに多大な被害が発生し、新幹線・JR・地下鉄・在来線などでは交通網が麻痺をし、移動や帰宅難民など100万人以上に影響が及ぶ甚大な被害となりました。被害に遭われました住民、地域に対し、議会を代表し心よりお見舞いを申し上げます。これで定例会の開会のあいさつとさせていただきます。本定例会は黒澤町長による初めての定例会であり、補正予算と共にこれからの町政に対する施政方針も示されました。一般質問も10人の議員の皆さんにより様々な提案や質疑が行われました。それらはこれからの小海町の将来像を理事者や議員の皆さんがそれぞれの立場でどのように描くのか非常に興味を持たれる定例会でありました。黒澤町長は町政の基本として職員の教育や資質の向上を挙げていました。そして小海町のため、町民のため良いことは積極的に進める町政を目指すとも述べています。本定例会の質疑の中を通して黒澤町政の一端を垣間見る想いでありました。尚、全員協議会でも意見が出されていましたが、今回審議されましたいくつかの諸課題に対して、理事者の皆さんや議員の皆さんによる研修や勉強会などをあまり遠くない時期に設けていただきますよう私からもお願いをいたすところであります。只今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。</p>

○ 議事日程報告	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第1 「諸般の報告」</u>	
議 長	<p>日程第1、「諸般の報告」を行います。</p> <p>議長としての報告は、議事日程つづりの3ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議 長	<p>日程第2「行政報告」を行います。</p> <p>町長から報告がありましたら、お願いいたします。</p>
町 長	<p>皆さんこんにちは。議長さんからもご挨拶もございましたように6月5日開会の私の任期最初の定例会、本日まで熱心なご審議をいただき最終日を迎えることができました。任期初めてという面での皆様の温かい協力に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。またこの間開山祭、小学校音楽会などにもご参加を賜り、聞くところによりますと一般質問も例年より多く、全員協議会もお願いすることが多かったため、議員の皆様には通常の定例会より多くご参集頂いたということで改めて御礼を申し上げます。本日はご提案申し上げました報告、議案につきまして承認、可決決定を心からお願い申し上げます。それでは1点ですが行政報告をさせていただきます。16日土曜日に高原美術館におきまして竹久夢二展が始まりました。200点を超える作品が展示されていますが、この規模で開催されることは非常に珍しいということでございます。議員の皆様方も是非この機会にご覧いただければと思います。以上でございます。</p>
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	<p>以上で行政報告を終わります。</p> <p>本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・教育次長・会計管理者・各課長・所長であります。</p>

<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第3、「議員派遣の件」を上程します。 事務局長に朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議員を派遣したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。したがって、議事日程つづりの4ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第4 「報告第1号」</u>	
議 長	日程第4、報告第1号 「小海町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから報告第1号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。 報告第1号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第1号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
日程第5～8号 「報告第2号～報告第5号」	
議 長	<p>日程第5、報告第2号から日程第8、報告第5号については一括して議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。</p>
(委員長報告—承認と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
議 長	<p>これより報告第2号「平成29年度小海町一般会計補正予算(第7号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから報告第2号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、承認であります。</p> <p>報告第2号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第2号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて報告第3号「平成29年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから報告第3号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、承認であります。</p> <p>報告第3号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p>

(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第3号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて報告第4号「平成29年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから報告第4号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、承認であります。</p> <p>報告第4号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第4号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
議 長	<p>つづいて報告第5号「平成29年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」の討論を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから報告第5号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、承認であります。</p> <p>報告第5号を委員長報告のとおり、承認することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって報告第5号は、委員長報告のとおり承認する事に決定いたしました。</p>
<u>日程第9 議案第24号</u>	
議 長	<p>日程第9、議案第24号</p> <p>「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p>

	総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 4 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 2 4 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 2 4 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
<u>日程第 1 0 議案第 2 5 号</u>	
議 長	日程第 1 0、議案第 2 5 号 「特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津孝徳 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 2 5 号を採決いたします。 委員長の報告は、承認であります。

	議案第 25 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。
日程第 11 「議案第 26 号」	
議長	日程第 11、議案第 26 号 「小海町積立金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。 本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—可決と決定)
〈総務産業常任委員会要望事項〉	
<p>1 公共施設については、高齢者や障がい者の皆様のことを考慮し、整備をするよう努められたい。</p> <p>2 公共交通体系の検討のため町営路線バス等運営審議会とは別に検討委員会の設立を検討されたい。</p>	
議長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉	
<p>1. 1 番目の公共施設の高齢者や障がい者の皆様のことを考慮した整備をするようにということにつきましては、当然のこととして中心に据えて取り組んで参ります。具体的には八峰の湯の駐車場区画線につきましては、一部の整備だけでは問題解決に繋がらないと思われまますので、全体の整備を含めて検討して参ります。</p>	

<p>2. 2番目につきましては今後、交通弱者対策は町営バスだけでは解決できない問題になってくると思われますので、ご要望のようになるべく早いうちに検討委員会の設置を検討してまいります。</p>	
議 長	<p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第26号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第26号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第26号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p>日程第12 「議案第27号」</p>	
議 長	<p>日程第12、議案第27号 「小海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p> <p>(委員長報告—可決と決定)</p>
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第27号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第27号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 13 「議案第 28 号」</u></p>	
議 長	<p>日程第 13、議案第 28 号</p> <p>「小海町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。</p> <p>本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
<p>(委員長報告—可決と決定)</p>	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。</p> <p>質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
<p>(質疑なし)</p>	
議 長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>(討論なし)</p>	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決いたします。</p> <p>委員長の報告は、可決であります。</p> <p>議案第 28 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
<p>(挙手全員)</p>	
議 長	<p>挙手全員と認めます。</p> <p>したがって議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。</p>
<p><u>日程第 14 議案第 29 号</u></p>	
議 長	<p>日程第 14、議案第 29 号</p> <p>「平成 30 年度小海町一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。</p> <p>予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。</p>

(委員長報告—可決と決定)	
〈予算決算常任委員会要望事項〉	
<p>1 新しい事業を予算化する場合には、しっかり計画を立てて進められたい。</p> <p>2 防犯カメラの早期の運用開始に努められたい。</p>	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なしの声)	
議 長	ただ今の、予算決算常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈予算決算常任委員会要望事項に対する答弁〉	
<p>1. 私が選挙立候補時に掲げた公約の実現及び施政方針の具体的な事業化により、元気な小海町にしていくために、決して慌てることなく一步一步確実に進めて参りますので、格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>2. 防犯カメラの早期運用開始に努められたいということですが、防犯カメラの設置工事につきましては、当初の計画どおり 10 月には運用開始となる予定で準備を進めております。児童生徒や地域住民の安全確保のため早期の運用開始、適切な運用に努めて参ります。</p>	
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 29 号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第 29 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決する事に決定いたしました。

<u>日程第 15 「陳情 1 号」</u> <u>日程第 18 「発議第 2 号」</u>	
議 長	<p>日程第 15、陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書」及び日程第 18、発議第 2 号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 1 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。</p>
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	<p>委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>
(討論なし)	
議 長	<p>これで討論を終わります。これから陳情第 1 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第 1 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。</p>
(挙手全員)	
議 長	<p>挙手全員と認めます。 したがって陳情第 1 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>事務局長に発議第 2 号の朗読を求めます。</p>
(事務局長朗読)	
議 長	<p>朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 4 番 井上 一郎 君。</p>
(提出者説明)	
議 長	<p>説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
(質疑なし)	
議 長	<p>これで質疑を終わります。これより討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。</p>

(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 2 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 2 号に賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 2 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。 ここで 3 時 10 分まで休憩とします。 <div style="text-align: right;">(ときに 14 時 52 分)</div>
<u>日程第 1 6 「陳情第 2 号」</u> <u>日程第 1 9 「発議第 3 号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第 1 6、陳情第 2 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書」及び日程第 1 9、発議第 3 号「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 2 号については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 篠原 伸男 君。
(委員長報告—採択と決定)	
<p>〈民生文教常任委員会要望事項〉</p> <p>1 教育現場の状況把握に努め、子どもたちの教育環境の充実を図られたい。</p> <p>2 介護人材等の確保のため、町の奨学金返済支援制度の利用を促進し、小海高等学校と佐久大学の高大連携に向け、町として協力して推進されたい。</p>	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。 ただ今の、民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。

〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉

1. 1 番目につきましては、今教育現場は家庭の教育力の低下による教職員の負担増や、新学習指導要領、働き方改革などの切迫した課題を抱え大変疲弊しております。こうした中、町が成すべきことはできるだけ不安要素を解消し、児童生徒、教職員、保護者、そして地域に心安まる教育環境を提供することと考えております。その実践に努めて参ります。
2. 2 番目につきましては、介護分野の人材不足が現実のものとなり影響が出始めています。町ではその解消策として今年度より奨学金返済支援制度をスタートさせました。この制度を佐久大学と高大連携を進めている小海高等学校の生徒をはじめ、地域に広くピアールすると共に、介護分野での人材不足は地域全体の問題でもありますので、その対応について郡町村会や南部広域などで深く論議して参ります。

議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 2 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第 2 号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第 3 号の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 1 番 古谷 恒晴 君。 (提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。 (討論なし)

議 長	これで討論を終わります。これから発議第 3 号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第 3 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第 3 号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
<u>日程第 17 「陳情第 3 号」</u> <u>日程第 20 「発議第 4 号」</u>	
議 長	日程第 17、陳情第 3 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書」及び発議第 4 号「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について」は関連がありますので、一括して議題といたします。 陳情第 3 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 新津 孝徳 君。
	(委員長報告—採択と決定)
〈民生文教常任委員会要望事項に対する答弁〉	
3 町内企業の賃金について、実態の把握に努められたい。	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 ただ今の、総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。
〈総務産業常任委員会要望事項に対する答弁〉	
3. 町内企業の賃金について、実態の把握ということですが、町内にある企業の賃金調査につきまして、国、県、行政機関や町商工会の協力を得て、情報収集・実態把握を行います。今後地方公務員の会計年度任用職員に関する制度の確立に際し、また産業振興施策の検討時に活用して参ります。	

議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第3号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。 陳情第3号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第4号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第10番 井出 薫 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行いません。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第4号を採決いたします。 提出者の説明のとおり、発議第4号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって、発議第4号は原案のとおり可決され、関係機関に提出することといたします。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会

	中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	<p>以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて平成 30 年小海町議会第 2 回定例会を閉会といたします。ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">(ときに 15 時 40 分)</p>